

2018年度 大学院奨励研究員研究報告書

2019年 3月 30日

関西学院大学学長 殿

奨励研究員

氏 名	八木 緑	印
-----	------	---

指導教員

所属・職名	教授	
氏 名	嶺 秀樹	印

以下のとおり、報告いたします。

研究課題	カント倫理学における目的論の研究
採用期間	2018年 4月 1日 ~ 2019年 3月 31日

研究科委員長・研究科長印	事務局印

提出先： 所属研究科事務室

研究発表状況（奨励研究員採用期間内に発表したものおよび、近く発表予定のもの）

（１）学会誌等への発表（著者、発表論文名、学会誌名、巻号、発表年月、掲載頁等）

雑誌論文	著者名	八木 緑	論文題目	定言命法の可能性の問題に見る義務と目的のジレンマ		
	雑誌名	関西学院大学文学部「人文論究」		巻号	発行年月	掲載頁
				68巻3号	2018/12/10	89-107

雑誌論文	著者名	八木 緑	論文題目	『人倫の形而上学の基礎づけ』最終章における自由と目的の問題		
	雑誌名	関西学院大学「哲学研究年報」		巻号	発行年月	掲載頁
				52号	2019/3/10	45-64

図書	著者名		論文題目			
	書名			発行年月	頁	
					総頁：	
	担当箇所：					

※論文題目：共著の場合の担当部分のタイトル

（２）学会発表（口頭・ポスター：学会名、開催地、発表論文名、発表年月日等）

学会名	関西学院大学哲学会	開催地	関西学院大学 上ヶ原キャンパス
題目	『人倫の形而上学の基礎づけ』最終章における自由と目的の問題	発表年月日	2019/1/19

学会名		開催地	
題目		発表年月日	

学会名		開催地	
題目		発表年月日	

研究経過状況（3000字程度）

2018年度は本制度の助成を受けたことで研究に専念することができた。博士論文を完成させるには至らなかったが、2019年秋提出の目処が立ち、目下執筆を進めているところである。本年度の最も大きな成果は、**修士論文以来取り組んできた本研究のテーマ「カント倫理学における目的論」の構想全体を支える重要な着想を得たことにある**。この着想により、本研究の主張は一層明瞭かつ具体的なものとなった。申請時と比べて、基本的な構想に変更はないが、博士論文の大まかな構成を一部修正したので下に示す(①)。また、本年度に発表した二論文についても、その概要を述べ、本研究における位置づけを示す(②・③)。

①博士論文の構成

本論文がめざすのは、さまざまな著作にわたるカントの倫理学に関する思索を、目的論という思想を手がかりとして統括的な視点から解釈することである。そのために採用した方法は、従来のカント研究でしばしば行われてきたような、後期の著作からさかのぼるというものではなく、前期の著作から、綿密な原典読解をとおしてカント倫理学の展開を追っていくというものである。したがって、本論文の構成は次のようなものになる。

序章

第一部『人倫の形而上学の基礎づけ』（1785）における目的論

- 第一章 哲学史の観点から見たカント倫理学
- 第二章 定言命法の可能性をめぐる諸問題
- 第三章 自由論と置き去りにされた目的概念

第二部『実践理性批判』（1788）および歴史哲学論文における目的論

- 第四章 義務論の背後へ退く目的論
- 第五章 自由と自然の非目的論的架橋の試み
- 第六章 目的論の課題としての最高善

第三部『判断力批判』（1790）および『人倫の形而上学』（1797）における目的論

- 第七章 合目的的な道德的存在者としての人間
- 第八章 「純粹実践理性の目的の体系」とは
- 第九章 自然と道德の究極目的について

終章

本年度は、主に本論文の基礎となる第一部の執筆を進めた。来年度は第二部・第三部について、これまで公表してきた論文を土台として執筆を進めていく予定である。現時点でのもっとも大きな課題は、**自由と目的の関係**に関する問題である。自由と目的は、「定言命法」を中心とした義務論を基本原理とするカント倫理学において、ともに最重要と言ってもよい概念であるが、にもかかわらず**それらが互いにどのように関わるか**は従来の研究では十分に考察されてこなかった。その主な理由は、カント自身が両概念の関係をほとんど論じていないことにあるが、注目すべきは、このようなカントの消極的な態度は単なる無頓着さの現れではなく、むしろ目的概念を自由の問題から敢えて遠ざけようとする意図から生じているという点である。

こうした着眼点から、本論文の第二部では『実践理性批判』に基づいて、目的と自由の複雑な関係の背後に目的論があることが指摘される。また第三部では『判断力批判』『人倫の形而上学』に基づいて、これら批判後期のテキストにおいて、カントが目的論のもつ倫理的意義を結論づけていることが示される。これにより、従来の研究においては**カント倫理学とは異なる文脈**——たとえば歴史哲学や美的判断、自然神学など——の**テーマと見なされがちであった目的論が、一見するとまるで目的論とは無関係に見える『人倫の形而上学の基礎づけ』のようなカント倫理学の最初期のテキストにおいてすら、隠れた原理として機能を果たしている**ことが明らかになる。

以上のような見通しは、第一部の議論、とりわけ本年度に発表した二論文の成果から得られたものである。以下にその概略を示す。

②論文A：「定言命法の可能性の問題に見る義務と目的のジレンマ」（関西学院大学文学部「人文論究」第68巻第3号、89-107ページ、2018年12月10日発行）

論文Aでは、『人倫の形而上学の基礎づけ』の第一章と第二章前半に焦点を合わせ、そもそもカントが目指した倫理学とはどのような性格のものか、しばしば指摘されるようにそれは「形式主義的な義務論」なのかという点について考察した。その結果、カントが一方でまさに形式主義的な義務論を探究しつつ、他方でそれとは全く相反する主張を持っているために、いわばジレンマに陥っていることを明らかにした。そのジレンマとは「目的を前提しない義務」と「目的を前提する行為」とに由来し、確かにテキストを通して前者の重要性が特に強調されているのは事実だが、後者の主張もまたテキストの随所に見られるため無視できない。カントのこの相反する態度の解釈については『人倫の形而上学の基礎づけ』第二章後半で展開される「目的それ自体」「意志の自律」の議論を検討せねばならず、そのため論文Aではこのジレンマの解決にまでは至らなかった。しかし、E. カッシーラー[1921]やH. J. ペイトン[1948]、小倉志祥[1972]といった古典とも呼ぶべき国内外のカント研究によって指摘され、その後受容されてきた解釈について、少なくとも目的概念および目的論の意義に関して再考する必要性があることを示すことができた。

③論文B：「『人倫の形而上学の基礎づけ』最終章における自由と目的の問題」（関西学院大学「哲学研究年報」第52号、45-64ページ、2019年3月10日発行）

論文Bでは、論文Aにおいて取り上げた義務と目的のジレンマについて、さらに一步踏み込むべく『人倫の形而上学の基礎づけ』の第三章に注目し、この箇所テーマである自由論を検討した。そして、このテキストが一種の「挫折の書」であることを結論づけた。論文Aで指摘したとおり、『人倫の形而上学の基礎づけ』というテキストは全く方向性の異なる二つの主張を内包しており、その矛盾性についても主題的に議論していない。そのため、カントが特に強調している形式主義的な義務論の側面がフォーカスされ、ときに手厳しい批判が加えられてきたのである。しかし、論文Bでは改めてこうした一面的な解釈が目的概念の重要性を見落としていること、そしてカント自身さえ、目的概念を取り上げないために論証上の困難に突き当たっていることを指摘した。具体的には、第三章において展開されているのは、目的なき合法則性としての「意志の自律」を中心とした自由論であるため、結果的に義務の履行の根拠としての動機が不在となる。しかし、こうした「挫折」は失敗ではなく、カントが目的論の役割について方針を決めかねていたことがその背景にあるのではないか。この点については第二部以降で明らかにする予定である。

以上